# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事 務【令和4年12月31日終了】

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

墨田区長

#### 公表日

令和5年6月26日

8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

関連情報					
1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務				
事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した区民が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給する。 [事務内容] 1 住民税非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)時点で世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯について、対象者の抽出、対象者への確認書送付、返送された確認書の受理、支給者への支払通知の送付、給付金の口座振込を行う。 2 家計急変世帯 1に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯については、申請書の受理・審査、申請者への支給決定通知等の送付、給付金の口座振込を行う。				
システムの名称	1 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー				
2.特定個人情報ファイル・	名				
住民税非課税世帯等臨時特別	別給付金受給者ファイル				
3.個人番号の利用					
法令上の根拠	·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の101の項 ·番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ·公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条				
4.情報提供ネットワークシ	<b>ノステムによる情報連携</b>				
実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定				
法令上の根拠	·番号法第19条第8号 別表第二の121の項 ·番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4				
5.評価実施機関における	担当部署				
部署	福祉保健部厚生課				
所属長の役職名	厚生課長				
6.他の評価実施機関					
7.特定個人情報の開示・					
請求先	墨田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-1453				

墨田区福祉保健部厚生課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-1453

## しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年5月26日 時点				
2. 取扱者	2.取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年5月26日 時点					
3.重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## リスク対策

1.提出する特定個人情報保護評価書の種類						
-   2)又は3)を選択した評価実施	項目評価 施機関に	•	<b>直</b> 点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
されている。						
2.特定個人情報の入手(†	青報提供	<b>ミネットワークシステ</b>	ひを通じ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3.特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4.特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5.特定個人情報の提供・移転	あ(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6.情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供	)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7.特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8.監査						
実施の有無	[ ]	自己点検	[ ]	] 内部監査 [ ] 外部監査		
9.従業者に対する教育・自	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月26日	しきい値判断項目(各計数  日)	令和4年1月13日	令和4年5月26日	事後	
	コフカ対等/桂起担併ラット	接続する(提供)	接続しない(提供)	事後	
	<b>耒쇄/</b> 瓡価書名)	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に  関する事務	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に 関する事務【令和4年12月31日終了】	事後	